

各労組のとりくみから

江東区労連大会議案に寄せられた声

★郵政ユニオン新東京支部

「郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名」は09年3月からとりくみを開始し、31万7694筆を本社に提出してきました。さらに郵政労契法20条裁判は、東日本・西日本とも最高裁で係争中であり、2月14日、東西原告以外の非正規組合員150名が「過去分」の手当等の支払いを求めて、原告団が「郵政労契法20条集団訴訟」を起こしています。非正規社員の均等待遇を求めるたたかいは、新たなステージへ向かっています。郵政ユニオン新東京支部は微力ながら勝利に向けて活動していきたくと思っています。また、毎年の署名にご協力いただいている区労連傘下の皆様にご場をお借りしてお礼申し上げます。

★公共一般江東支部

去る2月27日、安倍総理が新型コロナウイルス対策として、3月2日からの学校休業を全国に要請すると、公共一般江東支部は臨時・非常勤職員について即座に「学童・きつずクラブ」の一日開園による超過勤務手当支給及び、ダブルワーク職員に即時の出勤強要をしないこと―また「児童館休業中の賃金補償」を申し入れ実現しました。その後、全庁的に会計年度任用職員の新型コロナ要因の欠勤については、正規同様有給の事故欠勤とさせることができなくなりました。

★東京土建江東支部

建設業界で働く仲間の仕事と暮らしを守るために、拡大月間を4月・5月と設定していましたが、新型コロナウイルスの影響により思うような行動がとれません。しかし建設業に大きな打撃を与え、仲間の仕事と暮らしにも影響が出始めました。4月より地域役員が組合員に電話し困ったことはいないかとアンケートにとりくみ

ました。また本部ではコロナに関する電話相談会を設定しました。今後は自治体への要請を予定しています。

★日本機関紙印刷所労組

おつかれさまです。20春闘は、賃上げはベアゼロ水準、夏季一時金は0・75カ月(昨年マイナス0・33カ月)の回答で、現在、妥結を提案しているところですが、4月から作業に当たった時短勤務や在宅勤務をとり、出社の状況は職場と日によってまちまち。組合の職場会議が一斉にできない状態です。月末に単組大会を予定しています。6月以降も営業など一部でテレワークが続き、労働組合への意見集約や合意形成の工夫が来期の課題です。

★アサガミプレスセンター労組

新型コロナウイルスによる状況を報告させて頂きました。弊社は新聞印刷会社ですが、部数、ペーシ数の減、また印刷銘柄の減少が起きました。売り上げに大きく影響しており、また、緊急事態宣言により電車通勤から車・バイク通勤への変更が一時的に可能になりました。また時差出勤に変更となり、テレワークの推奨、各社員の検温と健康状態の報告が義務化されました。また特別休暇も一時的に取得出来るようになりました。大変な状況ですが、出来る限り早く終息されることを祈っております。

★東仲社労組

休業対象ではなく、テレワークなど出来るはずがない東仲社の作業現場では、同じ倉庫内で4月13日に感染者が出たこともあり、感染のリスクに不安を感じながら、毎日作業にあたっています。毎日会社としても手指の消毒やビニールフィルムを設置、ドアの常時開放など社内感染者の予防対策を行って

すが、組合からは団交や事務折衝において、BCP(事業継続計画)を策定し公開するなどの社内感染者発生時のリスク管理を万全にし、従業員への情報公開を徹底するよう求めました。今後経営側と対話を重ね、全従業員が安心・安全に働けるよう、とりくみを進めてまいります。

★地域労組こうとう

地域労組こうとうにはこの間、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出された直後から労働相談が急増しました。

◆スポーツジムインストラクターとして働く男性は、東京都の自粛要請の影響を受け、シフトが減らされた」と相談にきました。外出自粛のため直接団交ができず、リモート団交を行いました。飲食店の経営担当として正社員で働く女性は、企業の事業縮小(店舗閉鎖)により、整理解雇を告げられ相談にきました。団交で継続勤務を希望しましたが、最終的に合意退職と解決金の支払で合意。

◆企業の倒産が増加している中で、相談件数も増加することが予想されます。地域労組こうとうには、労働相談体制の強化と迅速な対応が求められています。

★日の丸自動車交通労組

今回のコロナに対してのとりくみは、基礎疾患をお持ちの方、高齢者の方に対しては安全を考慮して、休業の形で会社は対応しました。その時の休業補償額の出し方は繁忙期を含めて平均賃金とし、会社からの上乗せも出す形となりました。乗務する乗務員が半分となりましたが、休業の分は休業補償との形で支給されました。

◆掲載順は不同

ぜひ、各組合からさまざまなの声をお寄せください。

労働相談の窓口から

向で退職条件の話し合いになり、一定の解決金を支払うことで合意となった。

◆休業手当不支給(組合員・男性・請負)

派遣会社で2年以上にわたって、日々雇用されていたが、3月下旬に仕事がないと休業に。その際に休業手当は6割しか出さないと言われた。ヒアリングすると雇用保険や社会保険は未加入のまま建設現場に事実上「派遣」される「偽装請負」であった。しかも現場で入場カードに「社保加入に○印をつけるよう指示」されていたこともわかる。団体交渉でその点を追及し休業手当や有給休暇の支払、雇用保険の遡及加入を求めた。

◆在宅勤務中の賃金カット

相談とアドバイスのみで終わったものの、いくつかの事例を紹介いたします。

◆在宅勤務中の賃金カット

保険の代理店。4月からテレワークを指示され、5月のGW明けから出勤したが、その間の賃金が在宅分がゼロに。労基署に申告を。

◆コロナで閉店・解雇

クリーニング店。コロナのため閉店で解雇通告された。

◆シルバー人材センターで

学童擁護が仕事失う。学校休校のため仕事がない。シルバー人材センターの場合には持続化給付金が活用できるとアドバイス。

コロナ緊急電話相談実施

区民要求実現江東大運動実行委員会は6月7日、緊急コロナ電話相談会を行いました。弁護士やケアマネ、業者団体など9名が相談者として参加してフリーダイヤルによる相談を受けました。

(写真は当日の様子。なお写真のフリーダイヤルは当日のみ運用された番号です)



区民要求実現江東大運動実行委員会は6月7日、緊急コロナ電話相談会を行いました。弁護士やケアマネ、業者団体など9名が相談者として参加してフリーダイヤルによる相談を受けました。

区民要求実現江東大運動実行委員会は6月7日、緊急コロナ電話相談会を行いました。弁護士やケアマネ、業者団体など9名が相談者として参加してフリーダイヤルによる相談を受けました。